

災害時医療等における船舶利活用に関する提言(案)

超党派災害時医療等船舶利活用推進議員連盟会長

加藤勝信

我が国は、周囲を海に囲まれ、世界第六位の排他的経済水域面積を有する海洋国である。一方、我が国は世界有数の災害大国でもある。災害対策で最重要の医療提供に関し、病院船を核とした船団を活用することが有用であるとの認識の下、我々議員連盟が立法した「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」は令和6年6月に施行され、令和7年3月には「整備推進計画」が閣議決定された。さらに令和8年1月からは、船舶活用医療の運用が開始される予定である。今提言は、実効ある船舶活用医療を災害時に展開するために必要となる施策を本議員連盟で議論し、まとめたものである。高市総理のリーダーシップにより、各施策の実現のため、所要の予算確保を含め、下記の通り要望するものである。

記

1. 船舶活用医療人材の育成と確保 船舶活用医療を実施できる人材の育成・確保が急務である。関係機関の協力を仰ぎ、人材育成プログラムを構築、実施すべきである。そのプログラムは、政府や地方自治体が行う災害訓練と併せ、より実践的なものとすべきである。病院船の運用では、米国海軍に豊富な知見があり、日米同盟の一つの形として、米国での研修・訓練を行うことを検討すべきである。
2. 船舶活用医療を実施するために必要な資器材の整備 船舶活用医療のため、必要とされる資器材を全国各地に分散備蓄するための予算を確保し着実に実施すべきである。特に、南海トラフや日本海溝・千島海溝周辺などの海溝型地震、首都直下型地震などへの備えとすべきである。
3. 船舶活用医療を行う上で必要な司令塔機能を持った組織の構築 船舶活用医療を効果的に実施するためには、船の派遣、人材の招集と送り込み、資器材の輸送、積み込みなど関係機関が連動できるよう司令塔となる災害対策本部が初動から適切に指示を出さなければならない。そのためには、平時よりシミュレーションを行い、所要の措置を講ずる組織が必要である。来年度設置予定の防災庁内に専門組織を設置すべきである。
4. 病院船保有に向けた具体の検討の加速化 我が国独自の病院船の保有は、整備推進法の法定事項である。どのようなスペックとすべきか早急に検討し、詳細設計へとつなげていかねばならない。その際、米国海軍にて新規建造予定の船舶についての情報も収集、活用すべきである。

5. 自治体とりわけ都道府県知事への周知と国民への広報 発災時の初動対応は、地方自治体である。とりわけ船舶活用医療を実施する必要がある災害は広域災害である可能性が高く、その場合、都道府県知事の判断が重要である。一方、都道府県知事の船舶活用医療の認知は高いと言えず、政府において速やかに地方自治体への周知と体制づくりを働きかける必要がある。また、国民へも幅広く広報すべきである。

以上